

岩手県告示第 427 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 森林計画区の名称

北上川中流森林計画区（花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円、西磐井郡一円、東磐井郡一円）

2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

（1）場所 岩手県農林水産部森林整備課並びに関係広域振興局等の林務担当部、林務室及び農林センター

（2）期間 平成 20 年 5 月 30 日から同年 6 月 30 日まで